

四番地先とした寄附道で、寄附者は、熊川六。一番地、斎藤敏雄氏であります。

この南北道路により、市道三〇四号線と同様、理想とする道路網が整い、防災面におきても活動しやすく、道路環境は大幅に向上したし、つまるところは、二路線とも、安全で常に良好な管理を行うべく、道路法第八条の規定に基づき、市道第三〇四号線、及び市道第三〇五号線として認定しようとするものであります。以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案とおし御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番（田村市郎君） ちよとお尋ねいたします。

この市道認定でありますけれども、大体、いまどき、四メートルというより、寄附者が四メートルなんです。が、昨今、昭島だとか八王子方面でも、確かにいろいろ寄附で四メートルあるけれども、四メートル私道で、

これを二メートルぐらゐの市の方で買収してやるような考えはあるのかなのか、一点。場所によっては、どうしてもできない場合もあるだろうけれども、大体、いまどき、市道認定が四メートルというのでは、ちよと時代に、自動車時代でありますので、消防車も大きくなる、そういうふうなところで、寄贈者があつたからそれでいい、というのではなく、せかく寄贈者があつたんだから、それで二メートルばかり買収して、少なくとも一メートル、五メートル道路でなければしょうがないと思うんですが、この点について担当部長のお考えをお尋ねしたいと思つます。

○建設部長（内田和雄君） ただいまの関係でございますが、一応、現状では、四メートル以上を市道として認定するといふようなことで進めておるわけですが、確かに御指摘のとおり、五メートル、六メートルあれば、非常に消防車等、また緊急自動車等が入ってくる場合に非常によいと思つますが、なかなかこれを、全部が四メートル以上のもにすること、とは、かなり家も込んでおりますして、現実には、お申し上げました場所も、なかなか家も張りつておりますして、これを拡張

するといふことは、非常に困難でございます。できるだけ、道路です
ので、広方が安全であるといふことはわかります。今後、新道等
がある場合には、そういう可能な所でございしたら、その都度、検
討してまいりたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○十七番（田村市郎君） それでは要望しておきますが、それ委員
会に付託でありましようか。委員会等で現地等を視察される
ことでありましようか。事情が許せば、いろいろ所を少しすつても買収し
て、寄贈者があたらからそれでいいというのではなくて、できるだけ努力
していただくことを要望いたします。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となつております議案第八十八号については、建設
委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お詔いたします。

たゞいま山崎繁三郎君から、本案は建設委員会に付託され
たい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第
八十八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第二十 陳情第十六号 福生市公
衆浴場基幹設備資金の助成に関する陳情書と議題とし
ます。

事務局として、陳情書の朗読をいたします。

（島田議事係長 朗読） 別添参照

○議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で意見を終わります。
陳情第十六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君） 日程第二十一 陳情第十七号 優生保護法の改正に関する陳情書を議題といたします。

事務局として、陳情書の朗読をいたします。

（島田議事係長 朗読） 別添参照

○議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で意見を終わります。

陳情第十七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

本委員会審査のため、明十日から二十二日までの十二日間、休会とするに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、明十日から

二十二日までの十二日間、休会とするに決定いたしました。

なお、今回の本会議は十二月二十三日午前十時から開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後五時五十分 散会

福総庶彙第二千三百二十一号

昭和五十七年十二月六日

福生市長 田村 匡雄 印

福生市議会議長

末次性男殿

追加議案の送付について

昭和五十七年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

議案第八十九号 火葬費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

⑤

福総庶発第二千三百八十七号

昭和五十七年十二月九日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

追加議案の送付について

昭和五十七年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第九十号 福生市議会の議員の昭和五十七年十二月期期末手当の支給割合を

定める条例

二 議案第九十一号 福生市の一般職員の昭和五十七年十二月期期末手当の支給割合を

定める条例

優生保護法の改正に関する陳情書

（前略）
一、優生保護法の改正に関する陳情書
（中略）
二、優生保護法の改正に関する陳情書
（中略）
三、優生保護法の改正に関する陳情書
（中略）
四、優生保護法の改正に関する陳情書
（中略）
五、優生保護法の改正に関する陳情書
（中略）
六、優生保護法の改正に関する陳情書
（中略）
七、優生保護法の改正に関する陳情書
（中略）
八、優生保護法の改正に関する陳情書
（中略）
九、優生保護法の改正に関する陳情書
（中略）
十、優生保護法の改正に関する陳情書
（中略）
（後略）

(陳情の要旨)

厚生省の発表によれば、現行優生保護法による人工妊娠中絶は年間六十万にのぼると発表されている。しかしながら無届け及びヤミ施術等を含めると実際には、その実数は年間二百万を超えると言われている。

一方、この膨大な数にのぼる中絶の理由は同法第十四条母性保護第一項第四号の規定に基づく「経済的理由」が大部分を占めているとされ、この「経済的理由」条項が恣意的な墮胎を正当化する理由として乱用されている事実是否めない。

胎児は明らかに人間であり、生命の尊厳性の確保とその尊重の見地から見ても、かかる現実には是正されなければならない。よつて、この「経済的理由」の文言を削除する同法改正の意見書を議決の上、関係機関に提出されるよう陳情する。

(陳情の理由)

一、厚生省の統計資料によれば、昭和二十四年から昭和五十五年までに、人工妊娠中絶された胎児の数は二六、二七一、九二四人に達している。しかし、これはあくまでも正式届出数に過ぎず、実数はこの届出数の二倍から三倍であると推計される。

一、胎児は明らかに人間であり、そうである以上、胎児の生命は国政上最大限の尊重がはからなければならない。にもかかわらず、こうした中絶の野放し状況の結果、胎児を殺すことは悪ではないというきわめて憂慮すべき生命軽視の風潮を生み出すこととなつている。

一、厚生省人口問題研究所がまとめた「日本の将来人口新推計」によれば、わが国の出生率は、昭和四十九年以来、世代置き換え水準の二・一人(人口を維持するために、女性一人が一生の間に出生しなければならない子供の数)を割り、昭和五十六年には一・七二人となり、昭和六十年には一・六八人まで下がると予測されている。これは深刻な高齢化社会の到来と人口の減少を必然化するものであり、きわめて重大な問題である。かかる出生率の低下は年間二百万にものぼる中絶に起因するところが大きい。

一、現在、十代の中絶数は一〇〇〇人に対して四・八人であり、史上最高の数値を示している。これは中絶の野放しが、青少年の性道徳を頹廃せしめていることを示すものであり、こうした十代女性の中絶件数の激増は教育上の見地からも無視できない問題となつていることを示すものである。

一、しかるに、厚生省の発表によれば、年間六十万にもものぼる中絶事由の大部分は、同法十四条一項四号の「経済的理由」であるといわれる。しかしながら、経済大国として自他ともに認める今日のわが国において経済的困窮ゆえの中絶が数十万にも達するということはあり得ない。むしろ、この「経済的理由」条項は、母体保護の名分を離れ、恣意的な堕胎を正当化する理由として乱用されているというのが実情である。

一、憲法十三条は、国民の「生命への権利」を保障している。胎児は受胎の瞬間から明らかに人間であり、かかるがゆえに、胎児にもまた「生命への権利」が保障されなければならない。しかるに、同法十四条一項四号「経済的理由」の規定は、この胎児の生命尊重の視点から見たとき、余りにもずさんであり、不適切な規定だと言わなければならない。

昭和五十七年十二月二日

陳情者代表

福生市熊川一三〇五一

富田高代 印

他十人

福生市議会議長 末次性男 殿

昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告

昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一、昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員長

村野武男

同副委員長

東田正治

昭和五十七年十二月十日

昭和五十六年度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員 山崎繁三 郎

福生市議会議長

末次性男 殿

會會議錄（第十八号）

出席議員は次のとおりである。

十八番	十六番	十四番	十二番	十番	八番	六番	四番	二番
東田	末次	村野	松山	遠藤	山崎	村尾	高水	仲村
正治	武男	性男	清	洋一	繁三郎	栄次	惣八	清信
君	君	君	君	君	君	君	君	君

十九番 宮沢良一君
 二十一番 小林菊三君
 二十三番 関米吉君

二十番 指田保雄君
 二十二番 貫井喜代次君
 二十四番 盛野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番 小堺仁七君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事 議長 木田進君

議事 係長 島田幸治君

臨事速 記事務 兼川啓子君
 補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 長田村匡雄君 助役 古谷徳男君

収入 役 高水求君 教育 長 森田猛君

企画財政部長 生子国利君 総務部長 浅見裕康君

市民部長 井上久男君 福祉部長 須崎進君

建設部長 内田和雄君 教育次長 八木房雄君

監査委員事務 局長事務取扱 森田武君 選挙管理委員 会事務局 長 篠崎寛君

参事

